

～新型コロナウイルスにおける就労定着支援について～

標記の件について、「新型コロナウイルスへの対応に伴う就労継続支援事業の取り扱い等について（第3報）」（令和2年3月9日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）が発出されており、就労定着支援について富谷市として下記の取扱いとしますので、事業所のみなさまにおかれましては、ご参照いただくようお願い致します。

〈対面による支援が困難な場合〉

感染拡大防止の観点から対面による支援が困難である利用者に対して就労定着支援を提供するにあたり、①～⑤の要件を満たした場合、報酬の算定を認めます。

- ① サービス利用前に、在宅利用に係ること（以下4点）を市に届出すること。
 - ・通常利用（対面）利用が困難で、電話等による支援がやむを得ないと考えられる理由。
 - ・利用者に対し行うサービス内容
 - ・利用者への説明経過及び利用者の希望内容。
 - ・本来の利用予定日。※任意様式で構いません。内容が分かれば1つの文書にまとまっていなくても受け付けます。また、届出様式を作成しましたので、ご活用ください。
- ② 支援を行った際に毎回日報を作成すること。
（企業や障害福祉サービス事業所等の連絡調整も含む）
- ③ 緊急時の対応を行うこと。
- ④ 月に1回以上、事業所職員による訪問や電話等により日常生活、社会生活を営む上での問題に対し、相談、指導、助言等を行うこと。
- ⑤ 国保連請求の際、市へ在宅利用の実績（以下3点）を報告すること。
 - ・利用した日付
 - ・毎回、日報を作成したことが分かるもの※任意様式で構いません。内容が分かれば1つの文書にまとまっていなくても受け付けます。また、実績様式を作成しましたので、ご活用ください。